2023年10月版

企画競争説明書

業 務 名 称：エクアドル国ガラパゴス諸島化石燃料ゼロに向けたロードマップ支援プロジェクト

調達管理番号：23a00285

【内容構成】

第１章　企画競争の手続き

第２章　特記仕様書案

第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第２章「特記仕様書案」、第３章２.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第３章　４.（２）上限額 」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

調達・派遣改革の各種施策が導入された2023年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2023年11月1日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第１章　企画競争の手続き

１．　公示

公示日　2023 年 11 月 1 日

２．　契約担当役

理事　井倉　義伸

３．　競争に付する事項

（１）業務名称：エクアドル国ガラパゴス諸島化石燃料ゼロに向けたロードマップ支援プロジェクト

（２）業務内容：「第２章　特記仕様書案」のとおり

（３）適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

（４）契約履行期間（予定）：2024年1月　～　2027年1月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

（５）前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については１年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（４）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

１）第１回（契約締結後）：契約金額の１３％を限度とする。

２）第２回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の１３％を限度とする。

３）第３回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の１３％を限度とする。

４．担当部署・日程等

（１）選定手続き窓口

調達・派遣業務部　契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Kan.Kae@jica.go.jp

（２）事業実施担当部

社会基盤部　資源・エネルギーグループ第二チーム

（３）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年　11月　7日　12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年　11月　8日　12時
3	質問への回答	2023年　11月　13日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の**4営業日前から1営業日前の正午まで**
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2023年　11月　28日　12時
6	プレゼンテーション	2023年　12月　1日　14時～16時
7	評価結果の通知日	2023年　12月　7日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 （申込先： https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE） ※2023年7月公示から変更となりました。

５．　競争参加資格

（１）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023 年 10 月）」を参照してください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

１）　消極的資格制限

２）　積極的資格要件

３） 競争参加資格要件の確認

（２）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

（３）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

６． 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023 年 3 月 24 日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第１章 企画競争の手続き」の「４．（３）日程」参照）。

（URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

・第３章　技術提案書作成要領に記載の配付資料

・「独立行政法人国際協力機構　サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構　サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

７． 企画競争説明書に対する質問

（１）質問提出期限

１）提出期限：上記４．（３）参照

２）提出先　：上記４．（１）選定手続き窓口宛、

CC: 担当メールアドレス

３）提出方法：電子メール

①件名：「【質問】調達管理番号_案件名」

②添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注１） 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（２）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注２） 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（２）質問への回答

上記４．（３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

（URL：https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

８． プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記４．（３）参照

（２）提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」をご参照ください。

（URL：https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

１） プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料

① 電子データ（PDF）での提出とします。

② 上記４．（３）にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

④ 依頼メールが１営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。

⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（３）提出先

１）プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

２）見積書（本見積書及び別見積書）

① 宛先：e-koji@jica.go.jp

② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書

〔例：2〇a00123_〇〇株式会社_見積書〕

③ 本文：特段の指定なし

④ 添付ファイル：「2〇a00123_〇〇株式会社_見積書」

⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

⑦ 別見積については、「第３章４（３）別見積について」のうち、１）の経費と２）～３）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

３）別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案）がある場合

GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記４．（３）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（４）提出書類

１）プロポーザル・見積書

２）プレゼンテーション実施に必要な資料

３）別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案がある場合）

９． 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023 年 10 月）」より以下を参照してください。

① 別添資料１「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料２「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料３「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100 点満点中 60 点）を下回る場合には不合格となります。（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

また、第３章４．（２）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（１）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の２点について、加点・斟酌されます。

１）業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者１名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、**一律２点の加点（若手育成加点）**を行います。

２）価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第１位と第２位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

１０．　評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記４．（３）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第２章　特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第１条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と**受注者名**（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する**「エクアドル国ガラパゴス諸島化石燃料ゼロに向けたロードマップ支援プロジェクト」**に係る業務の仕様を示すものである。

第２条 プロジェクトの背景

ガラパゴス諸島は1978年に登録された世界最初の世界遺産（自然遺産）の1つであり、エクアドル国で最重要の観光資源である。世界的に貴重な生態系を有していることから、エクアドル政府はガラパゴス諸島の環境保全に特別に注力している。

ガラパゴス諸島では観光業の発展及び人口の増加等（人口：25,124人（2010年）から33,042人（2020年推計）に増加（国立統計・国勢調査研究所）、観光客数：173,400人（2008年）から271,238人（2019年）に増加（ガラパゴス国立公園））に伴い電力需要が増大しており、2022年の電力需要は53,574MWhとなった（ガラパゴス諸島エネルギー転換計画（Plan de Transición Energética de las Islas Galápagos））。2027年には2022年と比較して大幅に増加となる100,068MWhの電力需要が見込まれるなど、今後も大幅に電力需要が増大することが見込まれる（電力マスタープラン（Plan Maestro de Electricidad）。以下「PME」という。）。

かかる電力需要を満たす電源については、ディーゼルを主とする化石燃料由来の火力発電が大部分を占めるのが実情である。エクアドル政府はガラパゴス諸島の環境保全及び気候変動対応を含む持続可能な開発への対応を目的とし、2007年に「ガラパゴス諸島化石燃料ゼロイニシアチブ」と名付けたプログラムを開始した。当時電源構成に占める火力発電の割合が100%であったが、当該プログラムによりガラパゴス諸島における太陽光発電及び風力発電が推進され、2018年には再生可能エネルギーによる

発電量の全体に占める割合が16%となっている（PME）。加えてエクアドル政府は2023年5月に米州開発銀行（IDB）の支援を受け、ガラパゴス諸島におけるエネルギー転換計画を策定するなど、化石燃料の利用抑制に向けた取り組みを加速させている。

ガラパゴス特別自治政府評議会も2021年にガラパゴス2030（ガラパゴス諸島戦略計画）を発表し、エネルギーの持続可能かつ効率的な利活用に注力していくことを示している。

上記テーマに関してはこれまでの取り組みにより一定程度の成果を上げているものの、環境保全及び気候変動対応に向けて化石燃料の利用を更に抑制するため、今後も引き続き再生可能エネルギーの導入及び系統安定化等の対策を講じると同時に、省エネルギーの推進によりエネルギー消費量を抑制する必要性がある。特に再生可能エネルギーのポテンシャル調査及び省エネルギーの実態を含む現状を調査したうえで、具体的な施策につき検討・提案することが求められている。

またエクアドル全土のエネルギー消費に関しても、2010年に992万TOE（石油換算トン）だった最終エネルギー消費量がコロナ禍前の2019年で1,321万TOEと大幅に増加しており、今後も増加し続けることが見込まれている（Balance Energético Nacional 2020）。2016年にエクアドル政府はエネルギー効率国家計画を策定済みであり、エネルギーセクター全体および部門別の効率化目標・施策・行動指針がまとめられている。エネルギー利用の効率化による省エネルギー推進に向けて、ガラパゴス諸島で検討された取り組みの汎用的な適用の可能性も期待される。

かかる状況下、エクアドル政府はガラパゴス諸島における化石燃料ゼロに向けた支援を要請した。要請を受けてJICAはプロジェクトの枠組みに係る協議を行い、2023年8月にエクアドル政府との間で協力に係る討議議事録（Record of Discussions: R/D）を署名した。

第３条 プロジェクトの概要

（１） プロジェクトの目的

本事業は、ガラパゴス諸島において、地熱発電ポテンシャルの確認、ハイブリッド発電システムに関する計画、運用及びメンテナンスの最適化、省エネルギー実現に向けた計画の提案を行い、かつ省エネルギー実現に向けた取り組みの適用につき、本土における汎用性が検証されることにより、化石燃料ゼロ化政策に沿う形で、持続可能かつ効率的なエネルギー生産及びエネルギー消費がなされることに寄与する。

（２） 期待される成果

成果１）ガラパゴス諸島における地熱発電ポテンシャルが確認される。

成果２）ハイブリッド発電システムに関する計画、運用及びメンテナンスが最適化される。
成果３）ガラパゴス諸島における省エネルギー実現に向けた計画が提案される。
成果４）ガラパゴス諸島における省エネルギー実現に向けた取り組みの適用につき、汎用性が検証される。

（３） 対象地域

対象地域：ガラパゴス諸島（サンクリストバル島、サンタクルス島、イサベラ島）及びエクアドル本土（省エネルギーに関する一部業務）

（４） 関係官庁・機関（カウンターパート）

実施機関：

エネルギー鉱山省（Ministerio de Energía y Minas: MEM）

関連機関：

エクアドル電力公社（CELEC EP）

地質・エネルギー研究所（Instituto de Investigación Geológico y Energético：IIGE）

ガラパゴス電力公社（ELECGALÁPAGOS）

ガラパゴス特別自治政府評議会（Consejo del Gobierno de Régimen Especial de Galápagos：CGREG）

（５） 本プロジェクトに関連するわが国の主な援助活動

環境プログラム無償資金協力のもと、「太陽光を利用したクリーンエネルギー導入計画」案件として太陽光発電パネル（65kW）、鉛蓄電池及びリチウムイオン蓄電池（4,300kWh）、パワーコンディショナー関連設備を供与のうえ、バルトラ島に設置。2010年に交換公文を交わし、2015年7月に起工、2016年3月に完工。太陽光発電設備は隣接するサンタクルス島に電力を供給するもので、蓄電池は太陽光発電設備及び既存の隣接する風力発電設備による安定的な電力供給を実現するもの。

第４条 業務の目的

本事業は、ガラパゴス諸島において、地熱発電ポテンシャルの確認、ハイブリッド発電システムに関する計画、運用及びメンテナンスの最適化、省エネルギー実現に向けた計画の提案を行うことにより、化石燃料ゼロ化政策に沿う形で、持続可能かつ効率的なエネルギー生産及びエネルギー消費がなされることに寄与することを目的とする。

第５条 業務の範囲

本業務は、2023年8月に当機構とエクアドルエネルギー・鉱山省との間で署名された討議議事録（Ｒ／Ｄ）に基づき実施されるものであり、「第４条 業務の目的」を達成するために「第６条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第７条 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「第８条 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

第６条 実施方針及び留意事項

（１） 関連官庁・機関の整理

本プロジェクトのカウンターパートは一義的にはエネルギー鉱山省となるものの、第３条（４）関係官庁・機関（カウンターパート）に記載の通り、関係するエクアドル側の主体が多岐にわたる。初回渡航時はじめとする機会においてそれぞれの役割及び本プロジェクトへの関与の方法を確認し、プロジェクトの実施中も適切な主体にコンタクトのうえ連携することに留意する（案件を進めるにあたってはエネルギー鉱山省とともに各関連機関の詳細の役割につき確認する。あくまで実施機関はエネルギー鉱山省であり、関連機関にメールを送付する際にはCCに加えるなど、関連機関とのコンタクトの状況がエネルギー鉱山省に共有されるよう留意する。）。なお第７条（２）成果１）に係る業務に記載の通り、特に入園に制約のある国立公園での探査業務を含む地熱発電関連業務（探査自体は受注者ではなくエクアドル側が実施する）においては、エクアドル側の調査計画を事前に確認するなど適時適切に対応する。

（２） エクアドル政府の政策の確認

第２条 プロジェクトの背景に記載されているものを含め、エクアドル政府をはじめとする関係官庁・機関が策定しているエネルギー分野における上位計画を十分に参照の上で業務を進める。既往の資料としては、第３章２．（４）配付資料／公開資料等に記載の「エクアドル国 エネルギー・セクターの現状と質の高いインフラ投資原則に係る 情報収集・確認調査」等も確認する。

特にエクアドルでは今年大統領選が行われており、新政権においてエネルギー政策が変更となる可能性もあることから、最新の政策を踏まえることに留意する。

（３） 環境社会配慮

本プロジェクトは、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）」においてカテゴリBに分類される。調査実施にあっては、戦略的環境アセスメント（SEA:

Strategic Environmental Assessment）の考え方を導入することとする。具体的には、計画策定に当たり、重要な環境社会影響項目とその評価方法を設定し、複数ある代替戦略・政策案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行うこととする。エクアドル国の環境法令に基づく、SEAにかかる環境許認可取得は不要となるも、必要なプロセス等について、業務開始後のできるだけ早い段階でエクアドル側関係機関に確認し、場合によっては対応すること。また、SEAにて実施するステークホルダー協議にあたっては、より現場に即した環境社会配慮の実施及び適切な合意形成に資するため、影響を受ける可能性のある地域住民や広く知見・意見を有する個人・団体含めて合理的な範囲内でできるだけ幅広く、現地ステークホルダーとの協議を実施機関が主体的に行うよう支援する。

（４） 業務の有機的な連携

本プロジェクトの業務は各成果に対応する形で大きく4つに分かれるが、それぞれが連携している点に留意する。特に成果２）に係る業務及び成果３）に係る業務については、例えばデマンドレスポンスの検討を供給側及び需要側から進める点で表裏一体となっており、同一のプロジェクトで総体的に取り組むことでより多くの成果を得ることを意識する。

（５） 他援助機関との連携

ガラパゴス諸島においては他援助機関が既にエネルギー分野における様々な支援を実施してきている（以下に例を示す）。本プロジェクトで提案のうえ実施される業務がそれらを補完することを確認しつつ、期待される成果を実現するにあたり他援助機関と連携するのが適当とされる業務については、その通り進めることとする。特にIDBとは必要に応じて協議の上、IDBが策定支援したエクアドル政府の上位計画で示されているニーズや整合性等を確認する。

■ IDB：
- ガラパゴス諸島におけるエネルギー転換計画の策定を支援済み
- ガラパゴス諸島における脱炭素化に向けた技術協力を実施済み
- エクアドル全土を対象に国家エネルギー効率化計画の策定を支援済み

■ ドイツ復興金融公庫（KfW）：
- ガラパゴス諸島に太陽光及び火力からなるハイブリッド発電システムを供与済み

■ フランス開発庁（AFD）：
- ガラパゴス諸島において建設材料の省エネルギー化等に関する技術協力を実

施中

（６） JICAへの密な情報共有

各現地調査の前後にはJICA本部にて対処方針会議及び帰国報告会を行うことを原則とするが、これに限らず密に情報交換を行うものとする。現地調査においても1渡航につき1回はJICAエクアドル事務所を訪問し（原則渡航者全員で訪問するものとする）、進捗状況を報告するものとする。

第７条 業務の内容[1]

（１） 全体に係る活動

１）業務計画書の作成・協議

受注者は共通仕様書に基づき、業務計画書（和文）を作成し、契約締結日から10 営業日以内に発注者に対して提出し、承諾を得る。業務計画書においては、受注者として把握しているガラパゴス諸島及びエクアドル本土（省エネルギーのみ）における本プロジェクトの業務に関わる分野における課題等を詳述する。

２）ワークプランの作成・協議

発注者による提供資料及び受注者が独自に収集した情報を踏まえ、プロジェクト実施の基本方針、方法、業務工程計画を作成し、ワークプラン（案）として取りまとめ、発注者に説明・協議し、必要に応じて修正する。その後、カウンターパート及び必要に応じその他エクアドル側関係者への説明を行う。カウンターパートからのコメントを踏まえてワークプランを修正し、第１回 JCC にてエクアドル側関係者と合意する。ワークプランの説明に際しては、図表を主体にした簡潔かつ明瞭なプレゼンテーションを行い、関係者の十分な理解を得られるよう工夫する。また、協議結果は議事録として取りまとめる（以降に記載の各種説明、プレゼンテーション、協議においても、同様の対応を行う）。プロジェクトの進捗状況に応じてワークプランを変更する場合は、発注者に説明・協議したうえで、カウンターパートと合意する。

[1] 業務の内容について、効果的に業務を実施するために必要な方法、手順等を事前/事後準備業務、現地業務毎に具体的に示し、全体として効果的な工程をプロポーザルで提案してください。 特に明記がない場合、ガラパゴス諸島における調査対象地域はイザベラ島、サンタクルス島（同一系統で隣接するバルトラ島を含む）、サンクリストバル島の想定とします。また、本項に記載のある内容に限らず、持続可能かつ効率的なエネルギー生産及びエネルギー消費に向けて、現地（特に世界遺産であるガラパゴス諸島）の事情を踏まえて有効と思われる業務につき可能な範囲で提案してください。

３）JCC 開催支援と進捗説明

JCC 議長はカウンターパートが担うものであるが、JCC を円滑かつ予定通りに開催するため、受注者は R/D に定められた JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して発注者へ報告するとともに、開催に係る支援を行う。第１回 JCC についてはプロジェクト開始 1～2 か月以内を目処に実施し（初回渡航と同じタイミングを想定）、本プロジェクトのワークプランおよび次回以降の JCC の開催時期について確認を行う。第２回以降の JCC においては、カウンターパートと手分けしてプロジェクトの進捗及び活動計画を説明し、関係者からの合意を得る。

（２） 成果１）（ガラパゴス諸島における地熱発電ポテンシャルが確認される。）に係る業務

（活動1-1）地熱探査計画

１） 調査対象地域、実施体制と調査計画

- 過去の予備的調査によりイザベラ島アルセド火山周辺、シエラ・ネグラ火山帯周辺における地熱資源の可能性が指摘されており、本事業ではエクアドルの電力公社CELEC EPと地質・再生可能エネルギー調査研究所IIGEの人員が現地での地熱探査に係るデータ取得を実施する。関連する機材はCELEC EPが所有し、現地での調査活動に係る調整はガラパゴス電力公社Elecgalapagosが実施し、必要な許認可はエネルギー鉱山省と前述の関連機関により確保される。
- 調査計画はエクアドル関係機関が所有するDEM（デジタル地形データ）、詳細なオルソ画像を使った予備的な地質解析と現地で確認されている地熱兆候の位置に基づいてIIGE, CELEC EPにより提案される。
- 上記調査対象地域の一部は入園・活動に制限があり、特に物理探査については機材の輸送・動員数に制約があるため、段階的な調査が検討されている。路頭は活火山活動によるものが多いため、地質調査は地形解析などによる地熱資源の起源に関係しうる地質構造の推定に重点が置かれている。地化学調査は、噴気の確認されている地帯のガスサンプリングが計画されている。MT探査については地熱資源の上昇域と開発可能地域の中で有望と想定される地点を含む２次元断面解析を念頭にした１～２側線の測定を実施し、有望性が確認されたのちに３次元解析を念頭にした複数点の調査が計画されている。
- イザベラ島、サンタクルス島、サンクリストバル島でのポテンシャル調査が

期待されているが、受注者はIIGEやCELEC EPの検討状況や調査計画を確認のうえ、実際の対象地域を絞り込む。

２） 調査計画に係る業務

- 本業務実施段階において、一部の調査が先行して実施されている可能性があるが、受注者はこの計画内容を確認し、追加調査の要否・調査地点の最適化等について関係機関と協議の上、計画の最適化を図る。
- 現地の測定・調査はエクアドル機関自身の予算により実施されるため追加調査等の提案が必要な場合は関係機関の可否を十分に確認の上、提案・協議する。本業務受注者が直接計測・測定することは想定していない。

（活動1-2）地熱探査にかかる現地データの取得

地質、地化学サンプリング、MTデータ取得等の現地のデータ取得はエクアドルの関係機関が自身の予算を利用して実施する。

１） 地化学データ

- 地化学データの取得はエクアドル国外の研究機関同行の元に実施されることが想定されており、ガスの分析はエクアドル国外で実施される予定になっている。
- 受注者は現地サンプリング方法や、サンプリング後の分析項目等を確認し必要に応じてエクアドル側による現地調査開始前に助言をする。入島制限とサンプリング点が限られている箇所があることも踏まえ、受注者による現地での確認は想定していない。

２） 物理探査（MT）データ

- 受注者はMTデータ取得段階で日々のデータ取得結果を確認し、クオリティーコントロールを支援する。基本的にはインターネットを介した遠隔での確認を念頭に置いており、受注者による現地での長期間の計測同行は想定しない。インターネットのアクセスに制限があるため、調査実施前にデータ送付方法等については事前に十分に調査実施担当者と協議をする。
- 計測後の時系列データの処理はエクアドル関係機関が実施し、受注者はその結果をモニタリングし、必要に応じて助言をすることで必要最低限の質を確保する。ガラパゴスにおける制約条件から最高品質のデータを求めて複数回の繰り返し測定や長時間の計測を実施することは不可能であり想定しない。後述の解析・目的を考慮した必要最低限の質の確保に努める。
- MT探査については最大60～70点の計測が計画されているが、初段階における側線調査・断面解析においてその要否が決定されるため、プロポーザル提出

時には1～2側線の計測を念頭にした業務を計画する。

（活動1-3）地熱概念モデル作成に係るデータ処理

１） 地質・地化学モデル

- 受注者はエクアドル関係機関の実施した地質構造解釈等をレビューし、地熱資源を規定する構造検討する。地化学の成分分析結果を利用し、必要な地化学分析を実施し、これらの結果に基づきエクアドル関係機関と協議の上、地熱資源形成に係る概念モデルの概要を検討する。

２） 比抵抗モデル

- 受注者はMT探査の初段階において実施される１～２側線上の測定データをもちいて２次元解析を実施し、その結果を用いて継続的なMT探査の要否について協議する。
- 継続的なMT探査の実施後に3次元の比抵抗構造をインバージョン解析により推定するが、受注者は3次元解析の実施は想定しない。
- 解析はエクアドル関係機関に提出されるEDIファイルに基づいて実施する。全ての時系列データをゼロからの処理することは受注者の業務として想定していない。（現地での測定時のクオリティーコントロールの目的で予備的な処理を実施することはその限りではない。）

（活動1-4）地熱資源の予備的評価

- 推定された比抵抗構造の結果を合わせ、地熱概念モデルを策定する。
- 体積法を用いて複数のシナリオによる地熱資源の予備的評価をMWの単位で実施する。

（３） 成果２）（ハイブリッド発電システムに関する計画、運用及びメンテナンスが最適化される。）に係る業務

（活動2-1）カウンターパートと協同での各島における再エネポテンシャル調査

- 以下表に記載の通り、各島において経済的に実現性が高いと想定される再エネ発電資源のポテンシャル調査を実施する。

	サンタクルス島	サンクリストバル島	イザベラ島
太陽光発電	○	○	○
風力発電	○	○	
バイオガス発電		○	○

- 太陽光発電、風力発電のポテンシャル調査に際しては、既設発電所に設置されている日射計、風向・風速計の記録と衛星画像データを活用し、

Elecgalapagosにて計画されているポテンシャル・サイトでの発電設備容量、年間発電電力量を想定する。

- バイオガス発電については、牛糞等からのメタンガスを活用した小規模ガスエンジン発電設備が想定されているが、現在まで同発電設備は導入されておらず、燃料の集積、輸送に係るコスト等を踏まえ、各島における実現可能性を検証する。
- 再エネポテンシャル調査においては、ガラパゴス特有の観光開発、環境社会配慮の観点及び離島の小規模な系統であること等の条件も踏まえ、以下の点に留意して最適な開発シナリオを提案する。

  ①太陽光発電については、地上設置型の中～大規模ソーラー・パークは一定程度以下に留め、既存施設の屋根スペースを活用したルーフトップ・システム等、分散型電源としてのポテンシャルを最大限活用する。

  ②風力発電については、主に既存サイトの拡張、タービン増設による設備増強の妥当性について検証する。

  ③バイオガス発電については、上記①②の開発により十分な供給力を確保するのが難しく、また供給コストを低減できる可能性がある場合にオプションとして提案する。
- いずれの再エネ発電資源においても、エクアドル側(MEM, Elecgalapagos, CELEC EP, IIGE)との協同作業により調査を進め、本調査完了後においてもエクアドル側にて自立的にデータを更新できるよう、先方実施体制の強化に留意する。
- 各島での既存設備概況は以下の通りである。

	サンタクルス島	サンクリストバル島	イザベラ島
ディーゼル発電設備（kW）	11,400	9,100	2,650
太陽光発電設備（kW）	1,567	1,036	952
風力発電設備（kW）	2,250	2,400	0
BESS (kW/kWh)	500/268 (Li-ion) 500/4042 (鉛)	1,500/2,200 (Li-ion)	660/333 (Li-ion)
最大電力（kW）	6,900	3,400	1,200
再エネ供給比率（エネルギーベース）	20%	28%	27%

（出所）エクアドル側提供資料、現地ヒアリング結果による。
※上記サンタクルス島の設備概況には隣接しており同一系統のバルトラ島も含む。
※サンタクルス島では、現在計画中のIPP事業（コロノフス・プロジェクト）によりPV（14.8MW）とBESS(40.9MWh)を導入することで、約70%の再エネ導入比率を達成できる見込み。

（活動2-2）変動性再エネ（VRE）電源導入のための系統安定化対策の比較検討

- 2023年2月の現地調査において、サンクリストバル島とサンタクルス島において再エネ導入比率が高まると共に、配電線フィーダーの電圧変動、慣性力不足に起因する保護協調不良、並びにその結果引き起こされる停電事故等の課題が顕在化しつつあることが確認されている。本調査では、カウンターパートと協同で事故原因の究明を行い、保護継電器の整定値見直し等、運用面を中心とした再発防止対策を取りまとめる。
- 本調査では、日本国内並びに海外の島嶼地域における最新の系統安定化技術の導入状況を確認し、国内外における技術開発状況、経済性、運用維持管理の容易性（故障発生時の現地対応）、並びに島嶼地域での技術導入トレンドを踏まえ、調査対象3島における最適な系統安定化対策を提案する。なお、現時点では①グリッドフォーミング・インバーター、②揚水発電（サンクリストバル島）、③M-Gセット、④同期調相機、⑤ロータリーUPS等が比較対象として想定されるが、エクアドル側とも協議の上決定する。なお、Elecgalapagosでは、系統安定化対策としてグリッドフォーミング・インバーターの導入を検討しているため、同調査内容についても確認する。
- ガラパゴス諸島におけるエネルギー価格政策及び補助金の現状についても分析を行う。
- 日本国内並びに海外の島嶼地域における最新の系統安定化技術の導入状況を確認する一方で、系統安定化対策を検討するにあたっては、最新の技術にこだわらずガラパゴス諸島において現実的かつ持続可能な形（Elecgalapagosのメンテナンス能力等も考慮）で利活用される内容を提案する。この観点で、エクアドル側の意向を確認しつつも、設備投資を抑えつつ導入可能な系統安定化対策（デマンド・レスポンスを含む）があれば優先的に検討する。

（活動2-3）デマンド・レスポンス（DR）導入のための概略設計（活動3-1と連携）

- （活動2-2）と連動し、系統安定化対策として調査対象3島におけるデマンド・レスポンス（DR）導入の可能性を検討する。各島におけるDR資源としては、上水ポンプ、海水淡水化装置、電気自動車（EV）、蓄電池、ヒートポンプ式給湯器もしくはエアコン、漁業用製氷機等が想定される。
- 本調査では、以下に示す業務内容を想定している。
  - 国内外の島嶼地域におけるDR導入事例の確認とエクアドル側への説明、意見交換
  - 調査対象3島におけるDRポテンシャル資源の確認、設備所有者との協議（既に導入されている上水ポンプ、EVを優先的に実施する）

- 電気料金制度（TOU）、長期的なVPP（Virtual Power Plant）市場の導入可能性等の制度面における改善提案
- ポテンシャル・サイトにおける設備概略設計

- 特にEVについては、ガラパゴス特別自治政府評議会が長期的に再生可能エネルギー導入とともにEVを普及促進したい反面、EVが夕方に家庭で多く充電されている状況に鑑み、夕方の電力ピーク抑制の観点から、暫定的にEVの導入を制限している状況にある。系統安定化に関連して、環境保全が求められるガラパゴス諸島におけるEVの普及促進の観点からも、充電システム等関連インフラの整備に加え、TOU等の電気料金制度などを含む動的なシステムの検討も含め、今後の対応の方向性をコンセプトレベルで検討する（活動3-1とも連携）。

（活動2-4）ハイブリッド発電システム(HPGS)の運用・メンテナンス業務の改善提案

- ディーゼル発電設備（DEG）、再エネ電源、蓄電池、制御装置等を組み合わせたHPGSの運転状況、保守作業（メンテナンス）状況をカウンターパートと協同で分析するとともに、協力開始時点でのベースラインとなる運用効果指標（DEGの燃料消費率等）を設定、測定する。
- HPGSのメンテナンスに必要な測定機材、保守用工具の在庫状況を確認し、必要な機材調達計画を作成する。
- 日本国内並びに海外の島嶼地域における事例分析を踏まえ、HPGSの運用・メンテナンス改善計画をカウンターパートと協同で立案する。なお、サンクリストバル島においては、DEGの起動・停止と出力調整、PV／BESSの出力調整、風車の出力調整はそれぞれ個別のプロジェクトで独立して設置されたため、統合制御装置の導入により全RE／BESSとDEGを一括して監視・制御するための制御システム更新が必要とされている。その他2島を含め、複数の監視制御システムを統合するためのシステム改変が検討されている場合には、必要となる機能等について上記改善計画に含める。
- 立案されたHPGSの運用・メンテナンス改善計画を実施する。また、同改善計画の実施結果を検証し、教訓を踏まえ、運用・メンテナンス改善計画を更新する。
- 調査完了前に、上記で設定した運用効果指標を測定し、改善効果を確認する。

（活動2-5）ハイブリッド発電システム(HPGS)の計画・運用・メンテナンス業務におけるマニュアルの整備（導入、改善）

- HPGSの計画・運用・メンテナンス業務における作業フロー、巡視・定期点検時チェックシート等を含む既存のマニュアル整備状況を確認する。
- （活動2-1）～（活動2-4）の結果を踏まえ、今後の計画・運用・メンテナンス業務効率改善に資するマニュアルをカウンターパートと協同で作成する。
- 上記マニュアルに沿った業務を試行的に実施し、記載内容を検証し（必要に応じ）改善・補正する。
- マニュアルをカウンターパート組織内で水平展開するため、座学・ハンズオン研修によるワークショップを開催する。

（活動2-6）需要家構内に設置される分散型再エネ電源の普及促進制度の提案

- 需要家構内に設置される分散型再エネ電源（主に屋根置き型の太陽光発電を想定）を普及促進させるため、ガラパゴスにおいて既に導入されている普及促進制度（FIT（Feed-in Tariff）/FIP（Feed-in Premium）、ネットメータリング、補助金他）実施状況について確認する。
- 上記普及促進制度について、日本国内並びに海外での導入事例・動向を調査し、エクアドル側に情報共有のためのワークショップを開催する。
- 上記普及促進制度の導入に必要となる財源、電気料金制度への影響を勘案し、ガラパゴスに適した資金メカニズム・普及促進制度を提案する。その際には、昨今国内外で普及が進んでいるPPAモデル（太陽光発電と蓄電池、HP給湯機等のセット導入）や第三者保有モデル等、地産地消による分散型電源導入のための制度についても導入を検討する。
- 上記の提案内容について、エクアドル側関係機関に広く情報共有、意見交換するためのセミナーを開催する。

※（２）の業務においてはディーゼル発電設備のメンテナンスに必要なマルチメーター、絶縁抵抗計、温度計・圧力計、各種試験装置等に加え、太陽光発電設備のメンテナンスに必要なIVカーブトレーサー、IRカメラ等の導入を検討する。

（４） 成果３）（ガラパゴス諸島における省エネルギー実現に向けた計画が提案される。）に係る業務

（活動3-1）電力DSM（Demand-Side Management）手法についての現状レビューと改善提案（活動2-3及び3-3と連携）

１） 電力DSM手法に係るガラパゴスの現状レビュー（季節別、主要3島）

- ガラパゴス諸島における電力日負荷曲線は総じて、主要産業であるホテル及び住宅の電力消費に起因した夕方ピークとなっている。EV導入に伴う日負荷曲線の変化についても分析を行う。この現状とトレンド及び課題を把握、整理する。

２） 日本及び他国におけるDSM方策レビュー

- 活動2-3の成果を活用。

３） ガラパゴス諸島に適したDSM方策の提案

- 上記を総合して、ガラパゴス諸島に適したDSM方策を、概算の費用対効果分析を含めて提案する。

※（活動3-1）においては、直接的な関係機関であるElecgalapagosと密接に情報交換を行いつつ、調査・分析・提案を行うこととする。また（２）の電源の供給計画との整合性にも留意する。

（活動3-2）エネルギーマネジメントシステム（EMS）の普及促進

１） EMS普及状況及び普及目標の確認

- EMSの導入・運用の実態について、ガラパゴス自治政府及びエネルギー省等の関係政府機関にヒアリングを行い、実態と課題を整理する。

２） オンサイトにおけるエネルギー診断を通してのEMS実施レベルの確認

- 3～4件程度のエネルギー多消費施設について、エネルギー診断を実施し、EMSの導入・運用レベル及び機能化に向けた課題を確認する。

３） ガラパゴス諸島に適したEMS普及方策の提案

- 上記を総合して、ガラパゴス諸島に適したEMS普及促進方策を、概算の費用対効果分析、推進体制を含めて提案する。

４） 政府関係者及び関係機関スタッフを対象としたEMSセミナーの開催

- セミナー開催を通して、上記結果及び日本におけるEMS導入成功例等を、政府関係者及び関係機関スタッフに発信、共有し、EMS普及促進の一助とする。

５） 省エネ診断手順マニュアル素案の作成

- 省エネ推進の基礎である省エネ診断能力の形成、向上を目的に、省エネ診断手順マニュアル素案を作成する。また、これに基づき、政府関係者及び関係機関スタッフを対象とした簡易診断OJTを実施する。また、ガラパゴスにおける省エネ診断に有効な計測機器（サーモカメラ、パワーロガー各1セット）を調達の上、本業務で活用する。

※ガラパゴス諸島における施設においては、電力消費が過半のため、電力供給を担うElecgalapagosと密接に情報交換を行いつつ、調査・分析・提案を行うこととする。

（活動3-3）運輸・交通分野における省エネ・脱炭素化策の提案

１） 運輸・交通分野におけるエネルギー消費動向の把握

- 運輸・交通分野（陸運及び海運主体）におけるエネルギー消費状況と課題認識及び今後の見通し、パイロットプロジェクト（陸運・海運）の実施状況等を、ガラパゴス自治政府等からの情報収集により把握、整理する。
- なお、陸運については、ガラパゴス自治政府が掲げるEV導入促進方針に付随する充電時間帯電力増（現状では家庭での充電が多い）と夕方の電力ピーク増リスクについても考察を行う（活動3-1と連携）。

２） 運輸・交通部門における省エネ・脱炭素化への日本及びグローバルな取組のレビュー

- 陸運及び海運両方の省エネ・脱炭素化について、日本及びグローバルな取組み・方向性について整理する。ガラパゴス自治政府及びエネルギー省は最もエネルギー消費の多い海運（石油消費）においてもEV船へのモーダルシフトを志向しているが、これには技術・経済性及び社会面（海運の担い手が中小企業主体）で相応の時間を要すると思料されるため、かかる点も踏まえた整理とする。

３） ガラパゴス諸島に適した運輸・交通分野における省エネ・脱炭素化方策の提案

- 上記を総合して、ガラパゴス諸島に適した運輸・交通分野における省エネ・脱炭素化方策を、概算の費用対効果分析を含めて提案する。なお、２）の点を踏まえ、本調査では運輸・交通分野の省エネ（脱炭素化）の詳細計画策定ではなく、世界の動向を踏まえたマクロな方向性、時間軸の提案にとどめる意味で調査開始後1年間程度の集中分析を主体とする。

※（活動3-3）においては、直接的な所管機関であるガラパゴス自治政府と密接に情報交換を行いつつ、調査・分析・提案を行うこととする。

（活動3-4）ZEB（ゼロ・エネルギー・ビル）及びZEH（ゼロ・エネルギー・住宅）導入検討（活動2-2及び2-6と連携）

１） ZEB（ZEH）の概要とトレンド整理

- ZEB（ZEH）の概念、日本及び世界の推進動向について整理し、関係機関に情報提供する。

２） 省エネ・分散型太陽光発電技術・価格調査

- 省エネ技術、太陽光発電、蓄電池及びEMS等のZEBの基本技術の導入、普及レベル、価格等の把握を目的として、建物診断およびマーケット調査を行う（蓄電池については系統安定化の観点からも検討）。
- 省エネについては、現時点では、屋根及び窓等の断熱・遮熱性能が極めて悪いことが分かっている。また、太陽光発電に関わる企業がガラパゴス諸島内にないため、本土から企業を招へいしなければならず、分散型太陽光発電の導入は一部の高級ホテルのみに留まっている。

３） 省エネ・分散型太陽光発電に関する支援施策、規制調査

- 省エネ・分散型太陽光発電に関する支援施策、規制の調査を行い、必要に応じて、関係機関に改善策を提案する。またこの際、成果２）の電源の供給計画との整合にも留意する。

４） ZEB改修についての基本検討

- 代表施設を選定し、簡易診断を実施する。この建物をZEB化改修した場合の基本検討（技術、経済性両側面）を行う。

５） デシカント空調実証試験の実施

- ガラパゴスは通年平均相対湿度が約80%と、日本以上に多湿であり、効率的除湿方法が課題となっている。日本が技術的に進んでいるデシカント空調のガラパゴスへの導入可能性について、技術、経済性の両側面から検討を行う[2]。

（活動3-5）省エネロードマップ（案）の作成

１） 現状の省エネ政策のレビュー

- 現状のガラパゴス自治政府及びエネルギー省の省エネ政策をレビューする。その際には資金メカニズムについても確認する。

２） ガラパゴスのエネルギーバランスレビュー

- ガラパゴスのエネルギーバランスを確認の上、エネルギー多消費部門を再確認する。またこの部門における省エネ進展度と世界及び日本のトレンドとのギャップを分析する。

３） 省エネロードマップ（案）の作成

[2] 実施場所の選定方法、時期、実施体制等を含む実証試験の方法につき提案してください。

- 上記結果を総合して、優先して省エネ推進に取り組むべき、技術及び時間軸を整理する。日本及び他国の取り組みも参照しつつ、効果的な資金メカニズムについても検討する。この結果を、省エネロードマップ（案）として取りまとめる。

（５） 成果４）（ガラパゴス諸島における省エネルギー実現に向けた取り組みの適用につき、汎用性が検証される。）に係る業務

エクアドル本土を対象に以下の業務を行う。

（活動4-1）現状の省エネ政策のレビュー

- PLANEE (Plan Nacional de Eficiencia Energética de Ecuador 2016-2035)等、現状のエネルギー省の省エネ政策をレビューする。
- エネルギー価格政策及び補助金の現状についても分析を行う。

（活動4-2）エネルギーバランスのレビュー

- エクアドルのエネルギーバランスを確認の上、エネルギー多消費部門を再確認する。またこの部門における省エネ進展度と世界及び日本のトレンドとのギャップを分析する。（仮説：重点①セクター横断的電力省エネ、②運輸・交通省エネ、③ボイラ熱供給のヒートポンプ化（エクアドル国エネルギー・セクターの現状と質の高いインフラ投資原則に係る情報収集・確認調査（2022年2月）も参照））

（活動4-3）ヒートポンプ実証試験の実施

- ボイラのヒートポンプ転換の効果を実地で検証する。得られた結果をセミナー等の広報手段を通じて広く国内に展開する（政府・政府機関向けの広報も含む）[3]。現時点でセミナーは1回、50名程度での開催が想定される。
- 今後の普及展開に向けた経済的な分析も実施する。

（活動4-4）優先課題の分析・抽出

- 上記結果を踏まえて優先課題をデータに基づき抽出する。なお、この際にはエクアドル国内の気候区（キト中心の高地、海岸地域、アマゾン等）にも留意する。なお、省エネ推進上の課題抽出（省エネ診断）に有効な計測機器（サーモカメラ、パワーロガー各1セット）を調達の上、本業務で活用する。

[3] 実施場所の選定方法、時期、実施体制等を含む実証試験の方法につき提案してください。

（例）①電力省エネ：エアコンの高効率化、ZEB、断熱（日射遮蔽）
②運輸・交通省エネ：ZEB、石油車の燃費向上
③低温熱利用の電化：ボイラのヒートポンプ化

（活動4-5）省エネロードマップ（案）の作成

- 上記結果を総合して、優先して省エネ推進に取り組むべき、技術及び時間軸を整理する。この結果を、省エネロードマップ（案）として取りまとめる。
- また優先テーマについてアクションプラン（案）を作成する。
- 上記アクションプラン（案）の作成にあたっては、ヒートポンプを含む今後の施策のそれぞれにつき今後の普及展開に向けた経済的な分析も実施する。

（６） 環境社会配慮（SEAの考え方に基づいた環境社会影響も含めた代替案の比較検討）

詳細計画策定調査における環境社会配慮確認結果及び、R/Dに基づき、最低限以下の内容を実施する。

１） 戦略的環境アセスメントの考え方（プロジェクトよりも上位の政策（Policy）、計画（Plan）、プログラム（Program）レベルの環境アセスメント）に基づいた代替案の比較検討を行う。具体的には、スコーピング（政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会環境項目とその評価方法を明らかにすること）を実施したうえで、複数ある代替案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。

２） 主な調査項目は、以下のとおり。

(ア) 政策、計画等の目的・目標の検討
(イ) 諸制約のなかで目標を達成するための代替案の検討
(ウ) 政策や計画の内容の検討（開発予測、対策のリスト、ルートや将来の開発区域の地図等）
(エ) スコーピング（政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施
(オ) ベースラインとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、先住民の生活区域及び経済社会状況等）の確認
(カ) 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
① 環境社会配慮（環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等）に関連する法令や基準等
② 「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）との乖離有

無の確認および乖離がある場合の対処方針についての整理

③ 関係機関の概要

(キ) 影響の予測

(ク) 影響の評価及び代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討（政策（Policy）、計画（Plan）、プログラム（Program）レベル）

(ケ) 緩和策（回避・最小化・代償）の検討

(コ) モニタリング方法の検討

(サ) ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。より現場に即した環境社会配慮の実施及び適切な合意形成に資するため、影響を受ける可能性のある地域住民や広く知見・意見を有する個人・団体含めて合理的な範囲内でできるだけ幅広く、現地ステークホルダーとの協議を実施機関が主体的に行うよう実施機関を支援する。）

３） ガラパゴス諸島における環境影響の観点から、各再エネ技術を比較検討する。ガラパゴス諸島における特定のサイトを前提とした比較ではないものの、（３）成果２）に係る活動において検討・提案するシナリオも想定しつつ、ガラパゴス諸島の特性も踏まえ、地熱発電、太陽光発電、風力発電、バイオガス発電につき比較検討するもの。

（７） 技術移転（本邦研修を含む）

１）現地研修・ワークショップ等

第７条（２）（３）において記載の通りワークショップ及びセミナーを開催する。なおワークショップのほかヒートポンプに関するもの以外のセミナーはカウンターパートの会議室等を利用する想定なるも、ヒートポンプに関するセミナーは外部の会場を利用することを想定している。

２）本邦研修

本プロジェクトでは、関係官庁・機関を対象に 6 名 10 日間程度の本邦研修を１回計画している。以下のような内容を想定しており、詳細はプロジェクト実施中にカウンターパートと協議の上、確定する[4]。

研修テーマ案：離島における再エネ（省エネに関連する内容を含む）

研修方法：講義及び視察形式

[4] 本邦研修の計画（テーマ、内容、期間、回数、対象人数及び対象機関等）につき提案してください。

実施時期・期間：時期未定、10 日間程度
参加者：ガラパゴス電力公社等より実務担当者を想定
想定人数：6 名程度

本研修の実施に先立ち、内容、日程、受け入れ先との調整、研修員選定等、研修実施期間中及び終了後のフォローを行うこととする。研修実施に係る経費は「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」（2022 年 4 月版）（https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000pwqg3-att/tra_guide_202204.pdf）を参照のうえ、該当部分について積算を行うこと。

（８） 広報活動

本プロジェクトの活動とその目的が広く知られるよう、エクアドル国内及び日本国内で積極的な広報を行う。エクアドル国内での広報に関しては、カウンターパート側からも積極的に発信されるよう、受注者が働きかけを行う[5]。

加えて、本プロジェクトの概要を説明するパワーポイント資料（和文・西文各 1 枚）をプロジェクト開始時に作成し、進捗に合せて更新する。

第８条 成果品等

（１） 報告書等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に機構に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

１）業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく
提出時期：調査開始後 10 営業日以内（西文は初回渡航時まで）
部　　数：和文・西文データ提出のみ

２）プログレスレポート

記載事項：業務の進捗状況、今後の業務計画等
提出時期：2024 年 8 月頃、2025 年 12 月頃の 2 回を想定

[5] 広報内容、対象者、方法等につき提案してください。特にガラパゴスは観光客に対する広報の可能性も含め、広報活動の具体的な提案をプロポーザルで行ってください。

部　　数：和文データ提出のみ

３）インテリムレポート

記載事項：業務中間報告（内容の詳細は発注者と協議の上決定）

提出時期：2025 年 3 月頃を目途

部　　数：和文 4 部、西文 8 部（簡易製本）

４）ドラフト・ファイナルレポート

記載事項：調査結果の全体成果（冒頭に 10 ページ程度の要約を含む）

提出時期：ファイナルレポート提出時期の 3 か月前

部　　数：和文 4 部、西文 8 部（簡易製本）

５）ファイナルレポート

記載事項：調査結果の全体成果（冒頭に 10 ページ程度の要約を含む）

提出時期：契約履行期限の 3 週間前（当該日が休日の場合は前営業日）

部　　数：和文 4 部、西文 8 部（製本、それぞれ冒頭に要約を含む）、和文 CD-R 4 部、西文 CD-R 8 部

ファイナルレポート以外の提出物は、最低2週間前までに初稿を提出し、発注者からのコメントを踏まえた最終版を期限までに提出する。プロジェクト事業完了報告書は、上表に記載のとおり、プロジェクト終了の3カ月前までにドラフトを提出し、発注者がコメントする。

西文の提出物については、翻訳を業者に発注するなど、文法および語彙に誤りがない、校正された文書を提出する。

ファイナルレポートについては製本することとし、その他の報告書等は簡易製本あるいはデータ提出とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。各報告書の記載項目（案）は発注者と受注者で協議、確認する。

（２）技術協力資料等

受注者は、カウンターパートを支援するなかで技術協力資料を作成のうえ提出する。かかる技術協力資料にはハイブリッド発電システムや省エネ診断手順等に関するマニュアル、ワークショップ講義資料等を含む。ファイナルレポートの添付資料とする形でも、独立して技術協力資料として提出する形でも構わない。本資料は西文CD-R 3部を提出する。

（３）コンサルタント業務従事月報

受注者は、業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成

し、共通仕様書第７条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告するものとする。

① 当月の進捗、翌月の計画、当面の課題
② 活動に関する写真
③ 業務フローチャート

（４）業務実施報告書

ファイナルレポート（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書を作成する。

記載事項：

① 最終報告書の概要
② 活動内容（調査）
調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って簡易的に記述
③ 活動内容（技術移転）
現地におけるセミナー・研修、本邦研修等、業務実施中に実施した技術移転の活動について簡易的に記述
④ 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、調査体制等）
⑤ 今後の案件実施スケジュール（資金調達の見込み等）
⑥ 提案した計画の具体化に向けての提案
添付資料
・ 業務フローチャート
・ 業務人月表
・ 研修員受入れ実績
・ 調査用資機材実績（引渡リスト含む）
・ 合同調整委員会議事録等
・ その他調査活動実績
・ 広報活動実績

提出時期：業務終了時

部　　数：和文1部（簡易製本）

（５）議事録

先方機関との協議概要を取りまとめ、発注者に速やかに提出する。発注者との打ち

合わせを行った際も、その議事録を取りまとめ、発注者に速やかに提出する。

第９条　「相談窓口」の設置

　発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
（プロポーザルの重要な評価部分）

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第３章１.（２）「２）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
１	実証試験（デシカント空調、ヒートポンプ）の具体的な実施案： 実施場所の選定方法、時期、実施体制等	第７条　業務の内容 （３）成果２）に係る業務 （４）成果３）に係る業務
２	本邦研修実施案： テーマ、内容、期間、回数、対象人数及び対象機関	第７条　業務の内容 （７）技術移転（本邦研修を含む）
３	広報活動の具体的な実施案： 広報内容、対象者、方法	第７条　業務の内容 （８）広報活動

第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

１．プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、**「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」**の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

（１）コンサルタント等の法人としての経験、能力

１）類似業務の経験

類似業務：再生可能エネルギー及び省エネルギーに関する計画策定および技術支援業務（特に島嶼地域での経験があれば望ましい）

２）業務実施上のバックアップ体制等

３）その他参考となる情報

（２）業務の実施方針等

１）業務実施の基本方針

２）業務実施の方法

＊　１）及び２）を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

３）作業計画

４）要員計画

５）業務従事予定者ごとの分担業務内容

６）現地業務に必要な資機材

７）実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

８）その他

（３）業務従事予定者の経験、能力

１）評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「３．業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／〇〇

※業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

２）業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2 号）】

① 対象国及び類似地域：全途上国

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

２．業務実施上の条件

（１）業務工程

本プロジェクトのR/Dで合意された協力期間は36か月である。2024年1月に契約を締結のうえ、初回渡航は2024年2-3月頃とすることを想定しているも、初回渡航時期についてはJICA及びカウンターパートと協議の上決定する。2026年9月を目途にドラフト・ファイナルレポートを提出し、2026年12月までにファイナルレポートを提出することを想定している。加えて2025年3月頃を目途にインテリムレポートを提出することとするが、時期についてはJICAと協議の上決定する。

（２）業務量目途

１）業務量の目途

約　46.67　人月

本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月1.00を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月は、国内移動手配に関連しJICAが契約する旅行会社への国内移動旅行の手配依頼書の送付、旅行手配内容の調整・検収、国内機関への報告を含む。

２）渡航回数の目途　全47回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（３）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 戦略的環境アセスメント実施支援
- ヒートポンプ及びデシカント空調に関する実証試験の現地支援

（４）配付資料／公開資料等

１）配付資料

- 討議議事録（R/D）（写）
- （参考資料）2023 年 1 月 JICA 現地調査報告（省エネ）
- （参考資料）2023 年 9 月太平洋地域ハイブリッド発電システム導入プロジェクト（広域）事業完了報告書
- カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2023 年 5 月）

２）公開資料

➢ エクアドル国エネルギー・セクターの現状と質の高いインフラ投資原則に係る情報収集・確認調査（2022 年 2 月）
https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12369724.pdf

➢ 事業事前評価表
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2023_202003906_1_s.pdf

➢ 詳細計画策定調査における環境社会配慮確認結果
https://www.jica.go.jp/Resource/english/our_work/social_environmental/id/america/ecuador/dbil86000000vp5z-att/dbil86000000vp5z.pdf

（５）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（英語⇔スペイン語）	無
3	執務スペース	サンタクルス島、サンクリストバル島、キト…有 その他地域…無（基本的に執務スペース利用の想定なし）
4	家具（机・椅子・棚等）	サンタクルス島、サンクリストバル島、キト…有 その他地域…無（基本的に家具利用の想定なし）
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	サンタクルス島、サンクリストバル島…有 その他地域…無

（６）安全管理

現地活動中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、在エクアドル日本国大使館、JICAエクアドル事務所より十分な情報収集を行うとともに、現地活動時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する（※）。また、現地活動中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

（※）現時点のJICAエクアドル事務所による安全対策マニュアル（2022年12月）では、スクンビオス県、オレジャナ県、カルチ県及びエスメラルダス県北部が渡航禁止となっているほか、グアヤキル市及びデゥラン市への渡航は事務所長承認が必要となっている。

３．プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注）Microsoft-Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、別添「プレゼンテーション実施要領」を参照してください。

４．見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、**「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2023 年 10 月版）」（以下同じ）**を参照してください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html）

（１）契約期間の分割について

第１章「３．競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（２）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。

② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

２６２，９７９，０００

なお、定額計上分　３４，０４２，５００円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（３）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（３）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算か明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

１） 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

２） 上限額を超える別提案に関する経費

３） 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（４）定額計上について

１） 上述（２）のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	成果２)に係る業務に関する機材費(ディーゼル発電設備及び太	第７条　業務の内容 （３）成果２）に	5,000,000円	機材費、機材送料等一式	機材費

	陽光発電設備のメンテナンスに関するもの）	係る業務			
2	成果３)に係る業務に関する機材費(サーモカメラ・パワーロガー）	第７条　業務の内容（４）成果３）に係る業務	1,000,000円	機材費、機材送料等一式	機材費
3	戦略的環境アセスメントに係る再委託	第７条　業務の内容（６）環境社会配慮	5,000,000円	戦略的環境アセスメントに係る再委託費一式	再委託費
4	実証事業(ヒートポンプ）機材費	第７条　業務の内容（４）成果３）に係る業務	10,000,000円（うち送料見合い2,000,000円含む）	ヒートポンプ機材費・機材送料等一式	機材費
5	実証事業(デシカント空調）機材費	第７条　業務の内容（４）成果３）に係る業務	2,000,000円（うち送料見合い500,000円含む）	デシカント空調機材費・機材送料等一式	機材費
6	実証事業(デシカント空調・ヒートポンプ）再委託費	第７条　業務の内容（５）成果４）に係る業務	5,000,000円	実証事業（デシカント空調・ヒートポンプ）の据付及び現地フォローアップに関する再委託費一式	再委託費
7	資料等翻訳費	第７条　業務の内容	1,950,000円	現地調査	一般業務費
8	本邦研修（本邦招へい）にかかる経費	第７条　業務の内容（７）技術移転（本邦研修を含	4,092,500円（内訳）報酬：3,092,500円	直接経費と業務人月（3号及び4号の業務従事者が各0.50人月従	報酬／国

		む）	国内業務費： 1,000,000円	事する想定で算出）の報酬（どの団員が本邦研修に従事するかについてはご検討ください）	内業務費

（４）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（５）旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

キト渡航の場合

東京⇒アトランタ⇒キト（デルタ航空）

東京⇒ヒューストン⇒キト（ユナイテッド航空）

ガラパゴス渡航の場合

東京⇒アトランタ⇒キト⇒ガラパゴス（デルタ航空、アビアンカ航空）

東京⇒ヒューストン⇒キト⇒ガラパゴス（ユナイテッド航空、アビアンカ航空）

（６）業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（７）外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

別紙：プロポーザル評価配点表

別添：プレゼンテーション実施要領

別紙

プロポーザル評価配点表

評　価　項　目	配　点	
１．コンサルタント等の法人としての経験・能力	**(10)**	
（１）類似業務の経験	(6)	
（２）業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア）各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ）ワークライフバランス認定	1	
２．業務の実施方針等	**(70)**	
（１）業務実施の基本方針、業務実施の方法	55	
（２）要員計画／作業計画等	15	
３．業務従事予定者の経験・能力	**(20)**	
（１）業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	**(20)**	
	業務主任者のみ	**業務管理グループ**
①業務主任者の経験・能力：業務主任者／○○	**(20)**	**(8)**
ア）類似業務等の経験	10	4
イ）業務主任者としての経験	4	2
ウ）語学力	4	1
エ）その他学位、資格等	2	1
②副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／○○	**(ー)**	**(8)**
ア）類似業務等の経験	ー	4
イ）業務主任者等としての経験	ー	2
ウ）語学力	ー	1
エ）その他学位、資格等	ー	1
③業務管理体制	**(―)**	**(4)**

別添

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に１名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に１名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

１．実施時期：　「第１章 企画競争の手続き」の「４．（３）日程」参照
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

２．実施方法：Microsoft-Teamsでのカメラオンによる実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。

（１）一社あたり最大、プレゼンテーション１０分、質疑応答１５分とします。
（２）使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
① Microsoft-Teamsを使用する会議
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのMicrosoft-Teamsの音声機能によるプレゼンテーションです。（Microsoft-Teamsによる一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間にTeams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
② 電話会議
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者からJICAが指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注）JICA在外事務所及び国内機関のJICA-Netの使用は認めません。

以　上